

鹿沼市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者に係る監査を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年3月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 谷中恵子

1 監査の日程及び実施場所

- (1) 日程 令和3年12月24日（木）
- (2) 実施場所 鹿沼市役所501会議室

2 監査の対象

(1) 指定管理者の概要

名称	公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団
代表者	理事長 中村 仁
住所	鹿沼市今宮町1688番地1

(2) 指定管理の内容

施設名	鹿沼市民文化センター（鹿沼市坂田山2丁目170番地）		
指定期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日		
指定管理料	197,406,000円（令和2年度）		
指定管理に係る収支状況 （令和元年度）	収入	208,012,503円	
	支出	198,550,813円	
	収支	9,461,690円	

利用実績	年間利用者数
	平成29年度 127,685人
	平成30年度 131,907人 (前年度比 4,222人増)
	令和元年度 113,578人 (前年度比18,329人減)

3 監査の主な実施内容及び着眼点

所管課及び指定管理者から事前に提出された関係資料、諸帳簿等について事務局職員による照合を行った上で、所管課及び指定管理者に対して書面による予備監査を行った。

監査当日は所管部課及び指定管理者から施設の管理状況についての説明を聴取し、指定管理者の指定の手続き及び施設の管理並びに出納その他事務処理が適正かつ効率的になされているかどうかの主眼をおいて実施した。

4 監査の結果

指定管理者の指定までの手続については、地方自治法第244条の2及び鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき適正に行われていた。

また、指定管理者による施設の管理状況及び出納その他事務処理は、業務仕様書、基本協定書等に基づき適正に執行されているものと認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

5 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

(2) 意見

新型コロナウイルスの影響により事業の一部中止が余儀なくされている。予算の執行残が発生した場合には、基本協定書等に基づき適正に執行されることを望む。